（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「チまで」を「ヌまで」に改め、同号に次のように加える。

リ　農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）

ヌ　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成二十三年政令第十五号）第一条第二項及び第三項

（沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第五条　沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「第二十三条第一号」を「第十六条第一号」に改める。

（農業経営基盤強化促進法施行令の一部改正）

第六条　農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「第六条第二項第一号」を「第二条第二項第一号」に改め、同条第四号中「第六条第二項第三号」を「第二条第二項第三号」に改める。

（農地中間管理事業の推進に関する法律施行令の一部改正）

第七条　農地中間管理事業の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第六条第二項第一号」を「第二条第二項第一号」に改め、同条第三号中「第六条第二項第三号」を「第二条第二項第三号」に改める。

（旧農業者年金基金法施行令の一部改正）

第八条　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第七号中「第六条第二項第三号」を「第二条第二項第三号」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　**裕**

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百四十一号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「新潟市」の下に「、静岡市」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

環境大臣　大塚　珠代
内閣総理大臣　安倍　晋三

府令・省令

○内閣府・総務省令第五号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十九条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第三十条の十第一項第二号、第三十条の十一第一項第二号、第三十条の十二第一項第二号」を「第三十条の十第一項第三号、第三十条の十一第一項第三号、第三十条の十二第一項第三号」に改める。

第二十二条の見出し中「区」の下に「及び総合区」を加え、同条の表第一条第二項の項中「区長（」の下に「総合区長を含む。」を加え、同表第十二条第一項の項中「区長が」を「区長（総合区長を含む。以下同じ。）が」に改め、「作成した区長」の下に「（総合区長を含む。）」を加え、同表第十二条第二項の項中「作成した区長」の下に「（総合区長を含む。）」を加える。

附　則

この命令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。ただし、第二十二条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

省　令

○厚生労働省令第百七十三号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十二条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。